

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 15日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県三島市北田町4-47

氏名 三島市下水道事業（三島市役所）

三島市長 豊岡武士

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 055 - 977 - 4835

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三島終末処理場		
事業場の所在地	静岡県	三島市	長伏309番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	水道業		
② 事業の規模	令和5年度実績 汚水処理量 8,662,880円		
③ 従業員数	28人 (市職員 3人 運転管理委託受託者 25人)		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程			

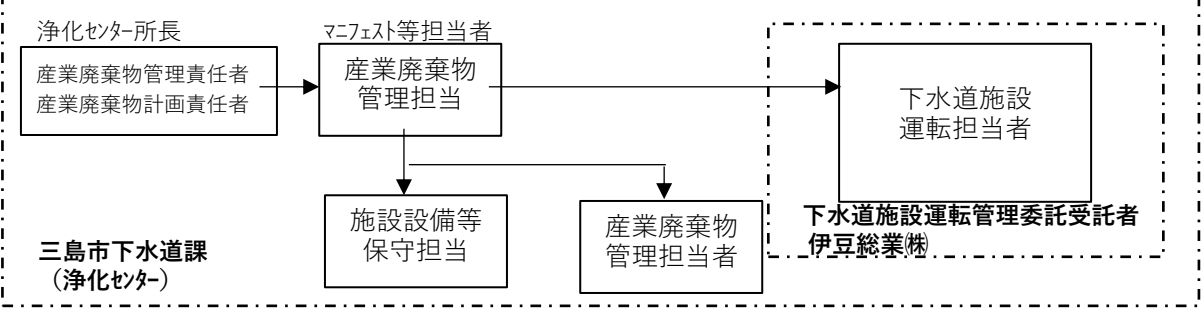
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1 関係部署

- (1) 産業廃棄物計画・管理部署：三島市下水道課（浄化センター）
- (2) 運転管理・設備運用部署：三島市下水道施設運転管理受託者 伊豆総業(株)

2 管理体制図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	41,387.340 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) 排出量を抑制するため、脱水汚泥の含水率が低くなるように努め、脱水工程で適切な汚泥脱水機等の運転管理を行っている。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	41,544.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同様に、脱水汚泥の低含水率化に努める。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 最小単位に分類している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同様に、最小単位で分類する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	41,358.600 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 排出量を抑制するため、脱水汚泥の含水率が低くなるように努め、脱水工程で適切な汚泥脱水機等の運転管理を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	41,514.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同様に、脱水汚泥の低含水率化に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	下水汚泥	0.000	3,813.580	0.000	100.220	3,913.800
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(これまでに実施した取組) 毎日発生する脱水汚泥の委託処分は、不測の事態に備えて、複数の処分業者（令和5年度：4社）と契約し、リスク分散を行っている。						

		【目標】				
		産業廃棄物の種類				
②計画		①優良認定処理業者への処理委託量	②再生利用業者への処理委託量	③認定熱回収業者への処理委託量	④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		①(t)	②(t)	③(t)	④(t)	全処理委託量(t)
	下水汚泥	0.000	3,934.000	0.000	110.000	4,044.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		(今後実施する予定の取組) 現状と同様に、適正に管理していく。				
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。